

扶桑町監査委員の選任

監査委員事務局 内線362

佐藤智恵子氏の監査委員辞職に伴い、5月17日付けで新たに千田勝文氏が監査委員に選任されました。

行政相談委員の委嘱

住民課 内線249

本町の行政相談委員として、平成30年5月1日付で伊藤千勢氏が総務大臣から委嘱されました。

総務省では、行政相談委員を委嘱して、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きについての相談などを受け、その解決のための助言や関係機関に対する通知などの仕事を行っています。

プレミアム付き商品券（ふそうひまわり商品券）の販売について

産業環境課 内線272

扶桑町商工会では、町内共通プレミアム付き商品券（ふそうひまわり商品券）を発行する予定です。詳しくは今後の広報紙で公表していきます。

問い合わせ 扶桑町商工会 ☎(93) 5111

空き地の雑草等について

産業環境課 内線278

空き地の雑草等の繁茂を放置されますと、火災、または、犯罪の原因や、害虫の温床となり、近隣の方々に迷惑をかけることとなります。

使用していない土地等を所有している方は、定期的な状態把握を心がけ、適正な管理をお願いします。

正しい犬の飼育について

産業環境課 内線278

最近、犬の放し飼いや無駄吠えなどについての苦情が多く寄せられています。飼い主としての責任をもって、正しい犬の飼育をしましょう。



◆犬の放し飼い禁止と登録について

犬の放し飼いは禁止されています。飼いが敷地外に出ると、近隣住民の方の生活を脅かすこととなります。飼いが敷地外に出ないように、しっかりと管理をしましょう。

万が一、飼いが逃げた場合、確実に戻すことができるよう、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票を犬の首輪に着けて、身元が判別できるようにしておきましょう。

生後91日以上の子犬には、生涯1回の登録（飼い始めてから30日以内に登録が必要）と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

◆犬の無駄吠えについて

犬の無駄吠えによる騒音は、近隣住民の生活環境を乱します。無駄吠えしないようにしっかりとしつけを行いましょう。また、吠える状況をつくらない等の対策をしましょう。

◆犬のふん・おしっこ始末について

犬のふんは、放置したり他人の敷地等にさせたりしてはいけません。できるだけ、散歩前にトイレを済ませる習慣をつけましょう。散歩時にはスコップやビニール袋などを用意し、必ずふんを持ち帰って始末しましょう。また、

おしっこもペットボトルに入れた水で流すなどの処理をしましょう。

交通社会実験についてのお知らせ

都市整備課 内線282

山名小学校南側の道路において交通社会実験を行います。

実験の目的につきましては、道路上にハンブ（凸部）を設置し速度抑制などの交通状況を観測するものです。

◆設置準備等を含む予定期間

（7月下旬～11月上旬）

成年後見制度 無料相談会を実施します

介護健康課 内線233

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護などのサービスや施設への入所に関する契約などを、自分で行うことが難しい場合があります。

このように判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。

▼日時 7月19日（木）
午後1時～3時

▼場所 老人憩の家

▼相談員 (一)コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部 コスモスあいち

▼申込み 介護健康課もしくは老人憩の家 ☎(93) 5588

※予約制ですので、希望される方は事前に申し込みください。

7月21日(土)
無料開放!!

町民プールがオープンします!

総合体育館 ☎(93) 2441

- ▼期 間 7月21日(土)～8月31日(金)
午前10時～午後4時45分(受付:午後4時20分まで)
- ▼入 場 料 大人100円 高校生70円 小・中学生50円
*幼児・60歳以上及び身障者は無料です。
- ▼そ の 他 幼児用プールです。小さなお子さまも安心して遊ぶことができます。ぜひご利用ください。

町民プールを安全にご利用いただくために・・・

- 小学生以下は帽子を着用してください。
- 幼児の入場は18歳以上の保護者1名に、幼児2名まで同伴できます。
- 水着以外での入場はご遠慮ください。

